

安城市犯罪被害者等支援条例 を制定しました

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっとちゃん」



犯罪被害に遭われた人やその家族の心に寄り添い、だれもが安全で安心して生活できる地域社会の実現を目指し、「安城市犯罪被害者等支援条例」を制定し、4月1日から施行しました。

市が行う 主な支援内容

総合的対応窓口の設置

市民安全課を総合的対応窓口として、犯罪被害者等からの相談にワンストップで対応しています。内容に応じて、必要な情報提供や関係機関等への連絡調整を行います。

条例制定に伴う新たな支援

1

犯罪被害者等見舞金

犯罪被害に遭った直後の経済的負担を軽減するため、犯罪被害者及びその遺族を対象に見舞金を給付します。



2

ホームヘルプサービス

犯罪等により日常生活を営むのに支障がある犯罪被害者及びその家族、又は遺族を対象にホームヘルパーを派遣し、家事・育児・介護等の支援を行います。



3

配食サービス

犯罪等により日常生活を営むのに支障がある犯罪被害者及びその家族、又は遺族を対象に弁当を配達します。



※①～③については、いずれも令和8年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害が対象です。
また、給付には一定の要件があります。詳細は市公式HP参照。



市民・事業者の皆様へのお願い

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の人からの理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、精神的な苦痛や身体の不調等に悩まされることがあります。

犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう、また、犯罪被害者等が孤立することのないよう十分な配慮をお願いします。

また、事業者の皆様においては、事業活動や団体活動の中で、犯罪被害者等と接する可能性や従業員等が犯罪被害者等の立場となる可能性があります。犯罪被害者等は、通院や裁判、被害に伴う各種手続き等、様々な事情によって仕事を休まざるを得ないことや、以前と同じように仕事をするのが難しい場合があります。各種手続きに適切に関与したり、精神的・身体的な被害の回復に取り組んだりできるよう、就業等についての配慮をお願いします。